

(別紙)

体育系サークル部室の新営についての意見

第3常置委員会

1. 体育系サークル部室の新営を必要とする理由

(1) 体育サークル活動の意義と問題点

心身の健康が人間形成の基盤であり、諸活動の源泉であることを考えれば、大学における体育活動の重要性と必要性については、いまさら説明を要しないところである。大学における体育活動は、正課体育と課外のサークル活動によつて行なわれる。すなわち、正課体育によつて、体育に関する基本的系統的学習と訓練を行ない、生涯教育としての体育活動の基礎をつちかうことができる。また、課外のサークル活動によつて、身心の練磨と自主的自律的精神の陶冶をはかり、もつて民主的な集団生活のルールと責任と義務とを修得することができる。正課体育と課外のサークル活動とは、このような相互補完、共存協力の関係にある。

このように、学生の人間形成上、非常に大きな価値と意義とを有している課外のサークル活動に対して、大学が最大限の助言と援助を与え、その発展と充実をはかるべきことは論をまたないところであろう。しかしながら、現実には種々の制約が存在する。その一つは、課外体育活動関係施設の不備であり、他の一つは活動費の不足である。国としても、その活動の意義と重要性を認め、関係施設の整備・充実と活動の強化のために、年々予算を増額してはいるが、まだまだ不十分である。そのなかで、もつとも注意すべきことは、サークル部室の新営がまったく取りあげられていないことであつて、これが一番の盲点となつている。

(2) 体育系サークル部室の意義と問題点

サークル部室は、サークル活動の目的を効果的に達成するために必要な施設と考えられる。それは、サークルの事務室であり、企画室であり研究

・討論室であり、憩の場でもある。これらは、体育系サークル、文化系サークルの別を問わない共通の部室の機能である。

このようなサークル部室に対しては、そこでの活動が小グループの範囲に限定され、排他的、閉鎖的な人間関係を生み出すおそれがあるとの批判もないではないが、サークル活動を真に効果あらしめるためには、以上のような各種の機能を備えたサークル部室の存在が重要な役割を有し、不可欠の要件となつてゐることを強調したい。

なお、体育系サークル部室に関しては、以上のような共通の機能のほかに、その活動の特性からして、更衣、休養、器具保管などの諸機能を付加すべきであると思われる。

つぎに、体育系サークル部室の新営については、文化系サークル部室の場合と同様に、「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」(昭和40年2月、文部省大学学術局学生課)のなかに取り入れられていない。体育館、武道館、水泳プール、屋外運動場付属施設などの施設内容として、器具保管室、更衣室、シャワー室、便所などがあげられているが、部室は認められていない。したがつて、たいていの大学では、本建築による部室の新営は行なわれず、やむなく不用老朽施設の転用、仮設物の設置等で急場をしのいでいる現状である。上述したような人間形成上の効能を有する体育サークル活動を振興するために、サークル部室の設置を「施設・設備基準」のなかに取り入れることを強く要望する。

## 2 部室の種類と体育系サークル会館

### (1) 部室の種類

体育系サークルは、文化系サークルの場合とは異なつて、その活動がすべて部室外で行なわれるという点に関して共通しており、したがつて、部室の機能の点においてもみな同一である。よつて、共用部室を原則とする。体育活動の行なわれる場所の如何によつては専用部室を設けることもやむをえない。

つぎに、部室を単なる事務連絡のための施設と考えるならば、机と椅子とロッカーを有するだけのオープン形式の課外活動連絡室でこと足りるであろう。しかし、上述したような各種の機能をできるだけ多く備えた部室とするためには、数サークル共用の指定方式（例えば衡立方式）とした方がよからう。

なお、部室の規模・構造については、一定の標準を設けることは非常に困難である。これは、共用の場合も、専用の場合も同様である。しかしながら、一室の広さの限度を決めるとするならば、50㎡くらいが適当ではなからうか。また、一つの共用部室に収容するサークル数は、2～4とすることが適当であろう。その場合、各サークル専用のロッカーと机と椅子とを各部室内に置くものとする。

## (2) 体育サークル会館の設置

前記のような共用部室を中心として、それに関係施設を包含した体育サークル会館を建設する。この会館のなかには、共用部室、集会室、管理室、器具庫、シャワー・更衣室、洗面・洗濯室、乾燥室、浴室、便所等を設ける。（別紙参考例ⅠおよびⅡ参照）

なお、この会館のなかには、大学のすべての体育系サークル部室を集中・収容することが望ましい。それができない場合には、室外活動のサークルと室内活動のサークル別に設けるものとする。室内活動サークルの場合は、独立の施設とすることなく、体育活動の行なわれる施設の内部に設けられることであろう。

つぎに、大学の全サークルの連合組織がある場合は、そのための中央連絡室を体育サークル会館のなかに設けることについて考慮する必要がある。また、合宿研修施設も体育サークル活動の振興のために不可欠のものであるが、これはこの会館のなかには設けなくて、他の環境のよい適地に設けるのがよい。

なお、この会館は、まず大学の主たる団地に建設し、ついでその他の団

地に設けることとする。

### 3. 部室使用の有資格条件と管理・運営

#### (1) 部室使用の有資格条件

どのような資格条件を備えたサークルに部室を貸与するかは、体育系サークルの場合も文化系サークルの場合と同様である。その有資格条件としてはつぎの2点をあげることができる。

##### (イ) 大学によつて公認された団体であること。

公認の条件としては、a、教官の顧問または部長がおいであること、b、団体の代表責任者の氏名が明らかなこと、c、団体の構成員が明らかなこと、d、団体の目的、活動方針、予算計画が明確なことなどをあげることができる。

##### (ロ) 一定の計画に基づいて継続的に活動し、実績があること。

なお、一般の同好学生をもつて組織するスポーツ同好会等についても、上記サークルの有資格条件を備えている場合には、部室使用の便宜について考慮する必要がある。その場合は、各団体が共同で執務し、連絡・協議するかたちのオープン形式が望ましい。

つぎに、部室貸与ののちになつて、団体活動が停滞し、あるいは構成員に著しい変動があり、部室使用が合理的かつ効率的に行なわれなくなつたときの部室貸与の取り消し、または部室使用条件の変更等について、あらかじめサークル団体代表者との間に協議しておくことが望ましい。

#### (2) 部室の管理・運営

部室の使用に関しては、大巾に使用サークル団体の自主性にまかされるが、国有財産管理上の必要から大学の定めた諸規程、指示に従うものとする。

部室を使用するサークル団体は、所定の部室使用願を当該施設を管理する部局の長に提出し、許可をうるものとする。

体育サークル 会館には、教職員、使用サークル団体代表者をもつて構

成する運営委員会を設置し、日常の運営にあたるものとする。

なお、体育サークル会館の管理・運営に要する人員および予算の確保に努力する必要がある。

## 参考例 I

### 体育サークル会館の内容 (1)

#### 1. 収容サークルの規模

団地の学生数	5,000人以下
体育系サークル数	32
体育系サークル部員数	1,350人

#### 2. 施設の内容・面積等

(1) 共用部室	16室	各45.5 $m^2$
		1室に2サークル収容

#### (2) 集会室

大集会室	1	210.0 $m^2$
小集会室	2	各45.5 $m^2$
準備室	1	28.0 $m^2$

(3) ホール	1	77.0 $m^2$
---------	---	------------

(4) 管理室	1	45.5 $m^2$
---------	---	------------

(5) 体育器具庫	2	各42.0 $m^2$
-----------	---	-------------

#### (6) その他

- (イ) シャワー、更衣室 (男・女)
- (ロ) 洗面、洗濯、乾燥室 (男・女)
- (ハ) 便所 (男・女)

#### 3. 床面積

合計	1,869 $m^2$
----	-------------

## 体育サークル会館の内容(2)

### 1. 収容サークルの規模

団地の学生数	10,000人程度
体育系サークル数	48
体育系サークル部員数	1,500人以上

### 2. 施設の内容・面積

#### (1) 管理部分

機械電気室	84.0 m <sup>2</sup>
運動器具庫	147.0 m <sup>2</sup>
食堂	94.5 m <sup>2</sup>
厨房	31.5 m <sup>2</sup>
作業員室	42.0 m <sup>2</sup>
会議室(大・小)	210.0 m <sup>2</sup>
管理室	63.0 m <sup>2</sup>
コ－チ室	63.0 m <sup>2</sup>
医務室(兼休養室)	42.0 m <sup>2</sup>
図書室・集会室(兼映写室)	84.0 m <sup>2</sup>
計	861.0 m <sup>2</sup>

#### (2) 共用部分

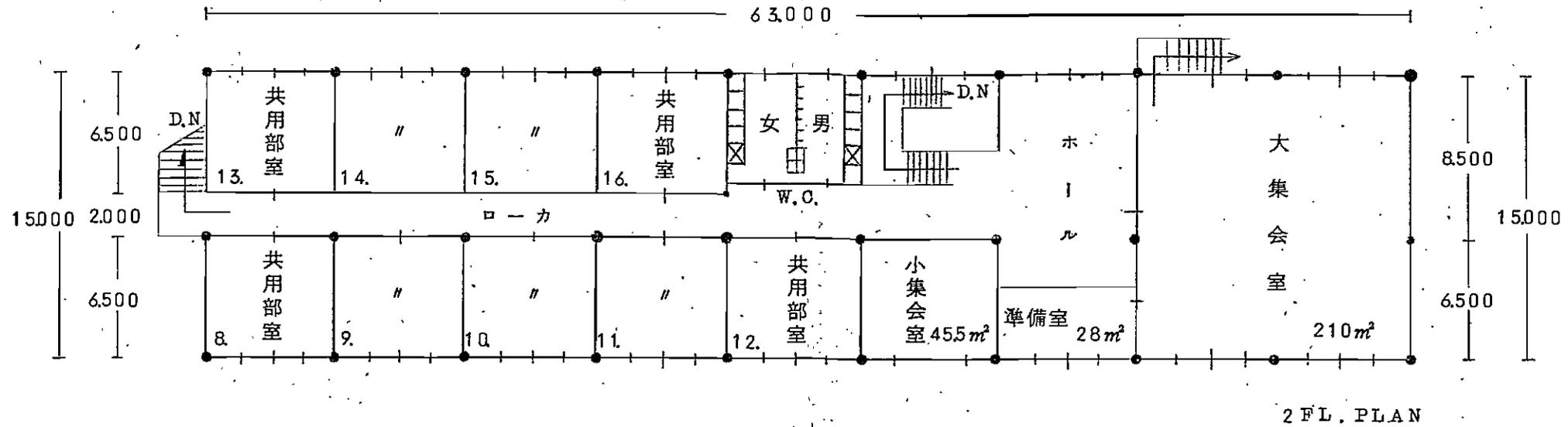
共用部室(24室)	1,008.0 m <sup>2</sup>
シャワー室(男・女)	84.0 m <sup>2</sup>
洗濯乾燥室(男・女)	42.0 m <sup>2</sup>
便所(男・女)	147.0 m <sup>2</sup>
玄関・ロビー	42.0 m <sup>2</sup>
計	1,323.0 m <sup>2</sup>

#### (3) その他(廊下・階段・塔屋)

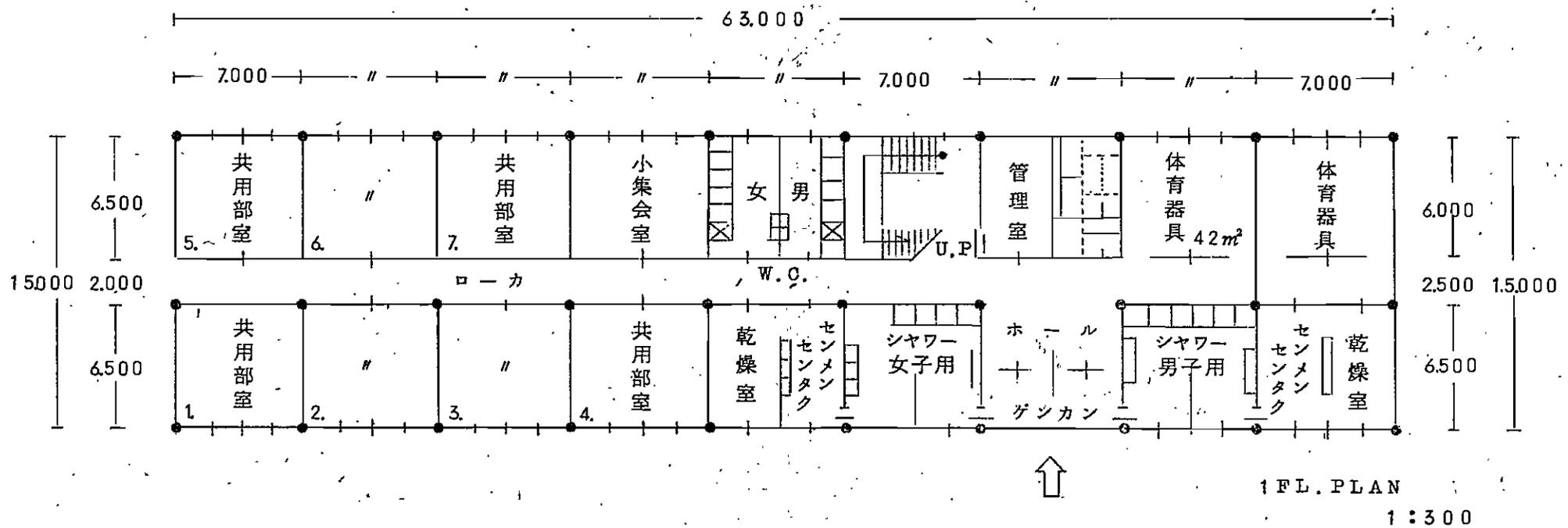
計	630.0 m <sup>2</sup>
合計	2,814.0 m <sup>2</sup>

参考例Ⅱ

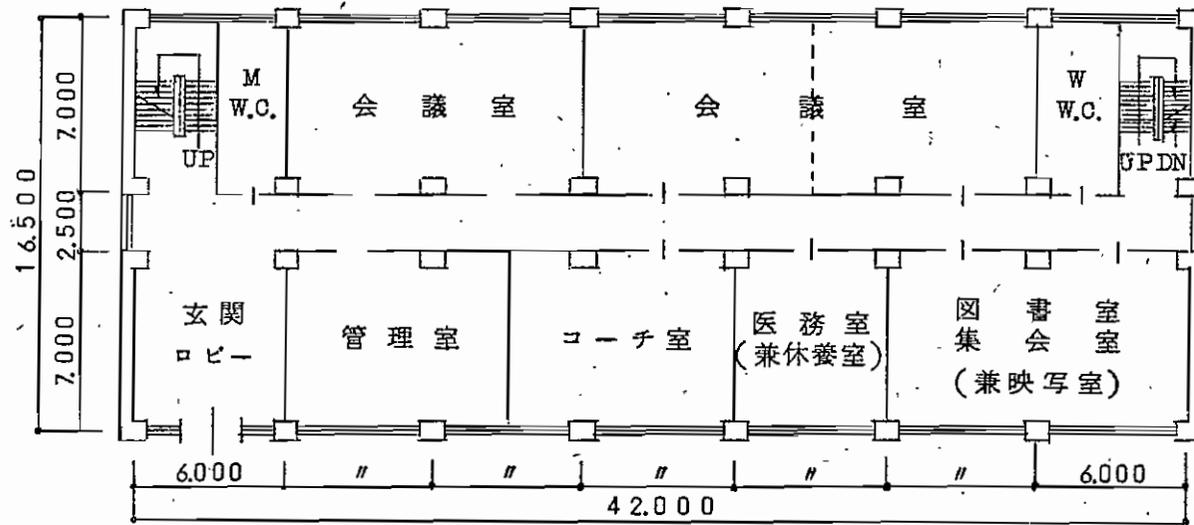
体育サークル会館の平面図(1)



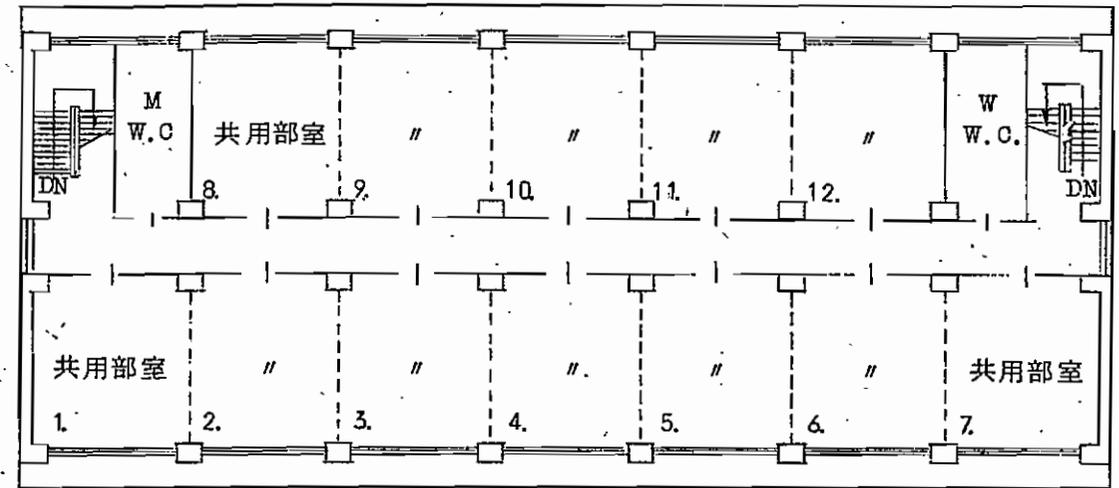
46.3.13  
床面積  
1FL 924  
2FL 945  
計 1,869 m<sup>2</sup>



体育サークル会館の平面図(2)

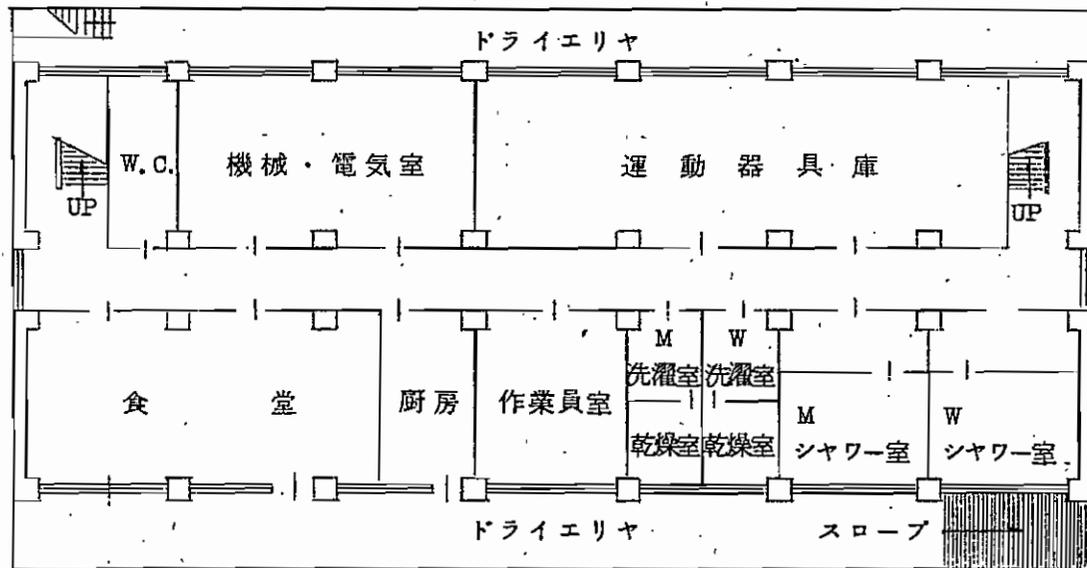


<1階平面図 8:1/300>

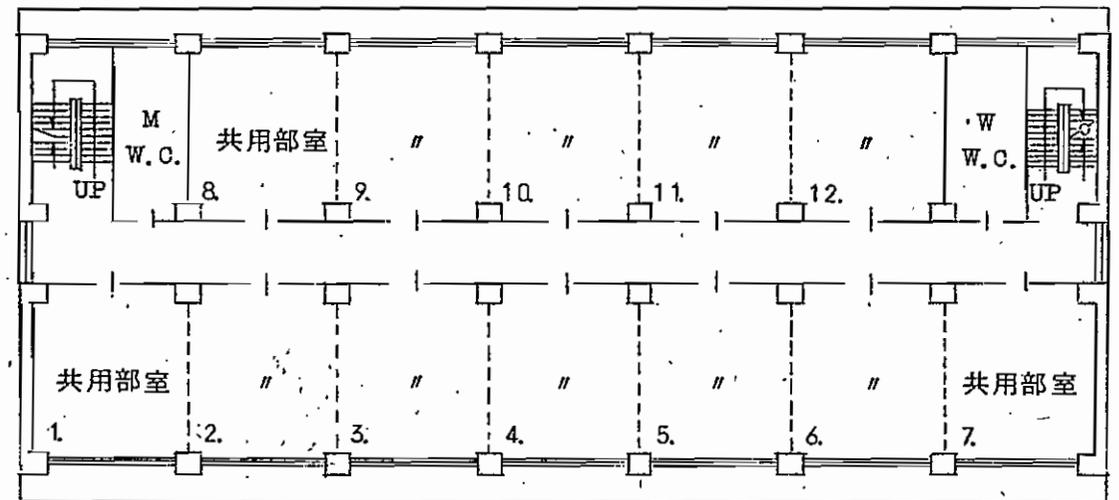


<3階平面図 8:1/300>

(注:各室は必要に応じて区切る)



<地階平面図 8:1/300>



<2階平面図 8:1/300>

(注:各室は必要に応じて区切る)

体育系サークル部室の計画	計画案	サークル数	48	各階床面積	693 $m^2$	}計 2,814 $m^2$
				他に塔屋	42 $m^2$	